



フィデリティ投信がツルハホールディングス＜3391＞株式の大量保有 報告書を提出



ツルハホールディングス＜3391＞について、フィデリティ投信が4月22日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「顧客の財産を投資信託約款および投資一任契約等に基づき運用するために保有。しかしながら、当該保有証券の名義人は弊社ではなく、顧客の選択した銀行等（カストディアンバンク又は信託銀行等）になります。（3）」によるもの。

報告書によると、フィデリティ投信のツルハホールディングス株式保有比率は、5.16%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年4月15日。